附　則

この改正は、平成31年４月１日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第１条、(解説)
第２条（特則―第２条関係）(解説)
第６条（解説）⑶
第11条３項
第14条６項、(解説）⑵、⑼、⑽
第15条（特則―第15条関係）(解説）⑶、⑷
第17条（特則―第17条関係）(解説)
第18条（解説）
第19条（解説）⑷
第23条４項

を改正する。

附　則

この改正は、令和２年11月２日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第１条、(解説)
第２条（特則―第２条関係）、(解説)
第６条（解説）⑶
第９条（解説）⑶、⑼
第14条１項、８項、(解説）⑴～⑱
第15条（特則―第15条関係）、(解説）⑶
第16条（解説）
第17条（特則―第17条関係）、(解説)

を改正する。

附　則

この改正は、令和４年５月20日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第１条
第２条、(解説)
第３条（解説）
第５条、(解説)
第６条、(解説)
第７条、(解説)
第８条、(解説)
第９条、(解説)
第10条、(解説)
第11条、(解説)
第12条、(解説)
第13条、(解説)
第14条、(解説)
第15条、(解説)
第16条、(解説)
第17条、(解説)
第18条、(解説)
第19条、(解説)
第20条、(解説)
第21条、(解説)
第22条、(解説)
第23条、(解説)
第24条、(解説)
第25条
第26条、(解説)
第27条、(解説)
第28条、(解説)
第29条、(解説)
第30条
第31条

を改正する。

附　則

この改正は、令和４年７月20日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第２条
第６条３項

を改正する。

附　則

この改正は、令和５年７月20日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第15条１項、４項
第26条（解説）

を改正する。

附　則

この改正は、令和６年７月１日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第12条１項、(解説)
第13条２項
第14条２項
第15条１項、２項、(解説)

を改正する。

附　則

この改正は、令和７年３月10日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第17条、第26条

を改正する。

附　則

この改正は、令和７年11月21日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第15条第４項

を改正する。